玉村都市計画地区計画の変更（玉村町決定）

玉村都市計画地区計画（高崎玉村スマートＩＣ北地区）を次のように決定する。

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td>高崎玉村スマートＩＣ北地区　地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">位　　置</td><td>玉村町大字上新田、大字板井の各一部</td></tr>
<tr><td colspan="2">面　　積</td><td>約２０．７ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区計画の目標</td><td>本地区は、関越自動車道及び国道３５４号に接し、関越自動車道の高崎玉村スマートインターチェンジに近接するなど、主要幹線道路に加えて高速交通網への優れたアクセス性を有する土地の区域であることから適切な土地利用規制・誘導を行っていく必要がある。
そのため、本地区においては、地区計画の策定により、産業拠点としてふさわしい良好な環境の創出と保全を図るとともに、周辺環境と調和した魅力と活気あふれる産業団地の形成を図ることを目標とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域の整備、開発及び保全に関する方針</td><td>土地利用の方針</td><td>今後とも玉村町の産業集積地にふさわしい良好な土地利用を維持・保全し、優れた交通アクセス性を活かした産業集積を目指すとともに、隣接する地区集落の住環境と調和を図るための適正な土地利用計画とする。</td></tr>
<tr><td>地区施設の整備の方針</td><td>・区画道路、緑地等の配置により隣接する地区集落との緩衝帯を設ける。
・開発行為に伴う雨水の流出増に対応した貯留施設の整備等、開発規模に応じた排水対策を講じる。</td></tr>
<tr><td>建築物等の整備の方針</td><td>地区内の健全な操業環境の整備を促進し、合理的な都市空間を形成するとともに周辺集落地の環境に配慮するため、建築物等の用途、敷地面積、壁面の位置、高さ等の制限を行う。</td></tr>
<tr><td>その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針</td><td>景観に配慮した産業団地とするため、建築物の外観や敷地のかき又はさく、さらに屋外広告物について配慮するよう適正誘導を図る。
周辺集落地に配慮した産業団地とするため、Ｂ地区及びＣ地区において騒音規制法又は振動規制法に係る特定施設を設置する場合は、施設配置計画や建物計画において周辺集落地への影響が軽減されるよう適正誘導を図る。また、道路Ｃについては、道路Ｅとの交差部より南側の区間に敷地出入口を設けないよう適正誘導を図る。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="10">地区整備計画</td><td rowspan="4">地区施設の配置及び規模</td><td colspan="2">道　路</td><td colspan="3">道路Ａ　幅員１２ｍ　　延長約８００ｍ
道路Ｂ　幅員９.５ｍ　　延長約４２０ｍ
道路Ｃ　幅員９.５ｍ　　延長約３６０ｍ
道路Ｄ　幅員９.５ｍ　　延長約１５０ｍ
道路Ｅ　幅員９.５ｍ　　延長約２００ｍ</td></tr>
<tr><td colspan="2">公　園</td><td colspan="3">公園Ａ　約５，４００㎡
公園Ｂ　約１，０００㎡</td></tr>
<tr><td colspan="2">緩衝緑地</td><td colspan="3">緑地Ａ　幅員１５ｍ　　延長約３３０ｍ
緑地Ｂ　幅員１５ｍ　　延長約１９０ｍ
緑地Ｃ　幅員１５ｍ　　延長約２２０ｍ
緑地Ｄ　幅員１５ｍ　　延長約　６０ｍ
緑地Ｅ　幅員１５ｍ　　延長約　８０ｍ
緑地Ｆ　幅員１５ｍ　　延長約１００ｍ</td></tr>
<tr><td colspan="2">調整池</td><td colspan="3">一次放流先　　一級河川滝川（群馬県）
必要調節容量　１８,５００ｍ３以上（堆積土砂量含む）
許容放流量　２.８４９ｍ３／ｓ以下</td></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物等に関する事項</td><td rowspan="3">地区の区分</td><td>名　称</td><td>Ａ地区</td><td>Ｂ地区</td><td>Ｃ地区</td></tr>
<tr><td>面　積</td><td>約５．９ｈａ</td><td>約６．２ｈａ</td><td>約８．６ｈａ</td></tr>
<tr><td>用途地域</td><td colspan="3">工業専用地域</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の用途の制限</td><td>建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。
(1) 店舗
(2) カラオケボックスその他これに類するもの
(3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(4) 保育所（当該地区計画の区域内に立地する企業の就業者の福利厚生のための附帯施設として設けるものは除く。）
(5) 老人福祉センタ</td><td>Ａ地区に掲げる建築物に加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。
(1) 建築基準法別表第二（る）項第一号又は第二号に掲げる建築物の用途に供するもの</td><td>Ａ地区に掲げる建築物に加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。
(1) 建築基準法別表第二（る）項第一号又は第二号に掲げる建築物の用途に供するもの
(2) 騒音規制法（昭和４３年法律第９８号）第２条に規定する特定施設（空気圧縮機及び送風機を除く。）を設置する工場
(3) 振動規制法（昭和５１年法律第６</td></tr>
</table>

		一、児童厚生施設その他これらに類するもの (6) 公衆浴場 (7) 診療所 (8) 自動車教習所 (9) 畜舎 (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第８条に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第１５条に規定する産業廃棄物処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理に供するものを除く。）		４号）第２条に規定する特定施設（圧縮機を除く。）を設置する工場
	建築物の敷地面積の最低限度	３，０００㎡ （ただし、公共の用に供するものについては、この限りでない。）		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は次のとおりとする。 (1) 道路Ｃにおいては、道路西側境界線までの距離を１５ｍ以上とし、そのうち、緩衝緑地が設置されている区間については３０ｍ以上とする。 (2) その他の道路では、道路境界線までの距離を５ｍ以上とする。		
	建築物の高さの最高限度	２５ｍ		１５ｍ
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	(1) 玉村町景観計画を遵守すること。 (2) 屋外広告物を設置する場合は、群馬県屋外広告物条例に沿って、周辺環境や既存住宅等と調和した色彩・意匠であること。		
	かき又はさくの	道路境界線から３ｍ以内に設置するかき又はさくについては、生垣		

		構造の制限	等（フェンス、さく等）とし、ブロック塀その他これに類する不透視性の塀等は、設置してはならない。ただし、高さ０．６m以下の部分及び安全管理上必要な場合については、この限りでない。
	土地の利用に関する事項		
備　考			

区域、地区施設、地区の区分は計画図表示のとおり。